

平成 27 年度

第 1 回

鎌倉市都市計画審議会 会議録

日 時 平成 27 年 8 月 27 日（木） 14:00～16:30

場 所 鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室

目次

会議次第	-----	P1
出席委員及び欠席委員	-----	P2
出席した職員の職氏名	-----	P2
会議録	-----	P3

平成 27 年度 第 1 回鎌倉市都市計画審議会〔会議次第〕

平成 27 年 8 月 27 日（木）午後 2 時から

鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室

○ 開 会

1 新委員の紹介

2 諮問

(1) 諮問第 1 号

鎌倉市都市マスタープラン（案）

3 報告

(1) 報告第 1 号

第 7 回線引き見直しについて

4 その他

○ 閉 会

出席委員

鎌倉市議会議員	池 田 実
〃	小野田 康 成
〃	河 村 琢 磨
鎌倉市農業委員会	安 齊 清 一
鎌倉市観光協会	大 森 道 明
大船工業倶楽部	柳 澤 秀 夫
慶応義塾大学教授	大 江 守 之
東京大学教授	大 方 潤一郎
早稲田大学教授	佐 々 木 葉
日本大学名誉教授	永 野 征 男
弁護士	藤 村 耕 造
千葉商科大学大学院教授	吉 田 寛

欠席委員

鎌倉商工会議所	久保田 陽 彦
建築士	田 嶋 裕 美
藤沢土木事務所長	杉 山 孝 一

出席した職員の職氏名

まちづくり景観部都市景観課長	芳 本 俊 雄
〃 〃 課長補佐	小 林 彰
〃 担当係長	牧 野 直 樹

(事務局)

まちづくり景観部長	大 場 将 光
〃 次長	伊 藤 博
〃 都市計画課長	関 沢 勝 也
〃 担当係長	小 川 充 則
〃 担当係長	後 藤 由 歌
〃 都市計画担当	橋 本 祐 希

会議録

- 藤 村 副 会 長 定刻から5分が過ぎました。会長が電車事故の関係で遅れておりますので、副会長の私が務めさせていただきます。よろしくお願いします。
- ただ今から、平成27年度第1回鎌倉市都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
- それでは審議に入る前に事務局から報告をお願いします。
- 関沢都市計画課長 皆様こんにちは。
- 事務局を務めます都市計画課長の関沢です。よろしくお願いいたします。
- 始めに、資料の確認をお願いします。皆様のお席に本日の会議次第、委員名簿、左上に「神奈川県からのお知らせ」と書いてあるチラシ及び追加資料1の4点を置かせていただきました。また、資料集につきましては事前に送付させていただいております。資料がございませんようでしたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。
- 続きまして、事務局から4点ご報告させていただきます。
- 1点目は、委員の委嘱替えがございましたので、ご報告いたします。
- 鎌倉市観光協会から推薦の井手太一委員に替わりまして、新たに、大森道明委員にご就任いただきました。
- 大森委員、恐れ入りますが、自己紹介をお願いいたします。
- 大 森 委 員 こんにちは。はじめまして。鎌倉市観光協会副会長の大森道明です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 関沢都市計画課長 ありがとうございます。なお、任期は、前任者の期間も含め、平成28年5月31日までとなります。短い期間ではございますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
- 2点目は本日の欠席委員の報告をさせていただきます。久保田委員、田嶋委員、杉山委員から所用のため欠席される旨のご連絡を頂いております。また、大方会長からは、少し遅れるということで、ご連絡を頂いております。また本日は、半数を超える委員のご出席を頂いておりますので、審議会が成立していることをご報告いたします。
- 次に、本年4月に人事異動がございましたので、改めて事務局職員の紹介をさせていただきます。まちづくり景観部長の大場でございます。
- 大 場 部 長 まちづくり景観部長の大場と申します。よろしくお願いいたします。前年度まで、まちづくり景観部次長、都市景観課長を兼ねておりました。引き続きよろしくお願いいたします。
- 関沢都市計画課長 まちづくり景観部次長の伊藤でございます。
- 伊 藤 次 長 まちづくり景観部次長の伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 関沢都市計画課長 なお、事務局である都市計画課の職員及び都市マスタープラン作成を委託しております計画技術研究所の所員が出席しております。どうぞよろしくお願

いたします。

最後に、会議の傍聴について、報告いたします。広報かまくらとホームページにおきまして、本審議会の傍聴者の募集をしたところ、6名の傍聴希望がございました。本審議会では、会議を原則公開とすることとなっていますが、公共の福祉、秩序の維持のため必要と認めるときは、審議会の議決によりこれを公開しないことができることとなっています。本日の予定案件につきましては、特段、非公開とする理由は無く、また、本日の資料につきましても、特段、非公開とする部分はないと考えますので、公開とすることによろしいかどうか。また、傍聴の範囲ですが、会議次第4のその他は事務連絡でございますので、次第2の諮問第1号から次第3の報告第1号までとすることで、よろしいかどうかの確認をお願いします。

以上で、報告を終わります。

藤 村 副 会 長

ご紹介いただきました事務局のみなさん、よろしくお願いします。

新たに大森委員がご就任されました。鎌倉市観光協会の副会長でおられ、大変お忙しいことと存じますが、本審議会のメンバーとして今後ともご協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、傍聴についてですが、事務局の説明のとおり、傍聴を許可し、資料も公開するというご異議ございませんでしょうか。

ご異議がないようですので、傍聴者の入室を許可することとします。

ここで、傍聴者が入室いたしますので、その間、暫時休憩といたします。

それでは、傍聴者が入室されましたので、次第に沿って会議を進行いたします。

始めに、諮問第1号「鎌倉市都市マスタープラン（案）」について、事務局から説明をお願いします。

関沢都市計画課長

それでは、諮問第1号 鎌倉市都市マスタープラン(案)について説明します。内容が多岐にわたるため、少々説明が長くなりますことをご了承願います。概ね30分程度で説明させていただきます。申し訳ありませんが、座って説明させていただきます。

スクリーンを中心に説明致しますが、詳細についてはお手元の資料1「鎌倉市都市マスタープラン(案)」及び資料2「鎌倉市都市マスタープラン(案)概要」をご確認下さい。また、スライドの右上に（案）の頁を記載しています。

それでは、説明させていただきます。

本件に関しましては、平成25年7月30日に開催した、本審議会において、見直しの経緯や作業体制について報告を行ったところですが、改めてその概要を説明します。

都市マスタープランは、平成10年3月に本編を策定し、平成17年3月に増補版を策定しました。その後、平成23年3月には、評価・検討を行い「鎌倉市都

市マスタープラン白書 2011」をまとめました。今回の見直しは、この白書に示された新たな課題を足がかりとして、平成 25 年度から見直し作業を実施してきたものです。

続きまして、見直し体制について説明します。

まず、作業にあたって、3 つの組織を設置しました。

一つは、市民からの意見聴取を目的とし、公募市民等 26 名で構成する「鎌倉市都市マスタープラン評価・検討協議会」を設置し、20 回を超える意見交換を行なってきました。協議会の意見は提言書として取りまとめ、次の組織、「鎌倉市都市マスタープラン見直しワーキング部会」に提出しました。このワーキング部会は、鎌倉市都市計画審議会条例施行規則第 5 条に基づき設置されたもので、都市計画審議会委員の学識経験者 4 名で構成しており、10 回を超える検討会を実施し、「評価・検討協議会」からの提言書や、市からの提供資料などを基に議論し、見直し作業への助言・指導を頂きました。

庁内調整に関しては、右にお示ししています、関係課長等で構成する「鎌倉市都市マスタープラン評価・検討協議会 幹事会」を設置し、所管する各個別計画等との整合を図ってきました。この見直し体制により、事務局である都市計画課が平成 27 年 6 月に「鎌倉市都市マスタープラン(原案)」を作成し、パブリックコメントを実施しました。パブリックコメントの結果を踏まえ、今回とりまとめたものが、本日も審議いただく、「鎌倉市都市マスタープラン(案)」となります。

続きまして、スクリーンでは鎌倉市都市マスタープラン(案)の構成について示しています。

全部で 5 章の構成としています。

第 1 章は「都市マスタープランの前提」として、都市マスタープランの位置付け、考え方と構成などを整理しています。

第 2 章は「都市マスタープランの基本方針」として、都市づくりの方向性、都市構造、地区まちづくりモデルなどを示しています。

第 3 章は「部門別方針」として 11 の方針を、

第 4 章は「地域別方針」として 11 の地域の方針を示しています。この 2 つの章は、第 2 章の基本方針等を部門及び地域ごとに照らし合わせ、具体的な方針として示しています。

第 5 章は「実現の方途」として、実現していくための仕組みや今後の取り組みなどを示しています。

それではまず、第 1 章「鎌倉市都市マスタープランの前提」について説明いたします。

都市マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」としての位置付けを持ちます。また、鎌倉市総合計画を上位計画とし、部門別の取り組みと整合性を持った、都市計画・まちづくり

分野の総合的・具体的で地域に則したマスタープランです。また、役割として、「都市計画のマスタープランであると同時に、総合計画の都市整備に関わる部分の計画」のほか、スクリーンに示した5つの役割を持ちます。

「鎌倉市都市マスタープラン」の見直しにあたっては、「鎌倉市都市マスタープラン白書 2011」から導き出された4つの課題、低環境負荷のまちづくり、超高齢化社会対応のまちづくり、地域資源を活用した暮らしと文化を育むまちづくり、東日本大震災によって思い知らされた「都市空間の脆弱性」が挙げられ、これを足がかりに見直してきた、7項目の主要課題を挙げています。このうちスクリーンに示す1と7の主要課題についてご説明します。

(大方会長到着)

まず、人口減少と少子化・高齢化への対応について、スクリーン左の図「人口、世帯の推移と将来推計」及び右の図「年齢別、人口構成の推移と将来推計」のグラフを示しています。左のグラフをご覧ください。都市マスタープランの目標年次である平成40年までは、人口や世帯数の減少は緩やかです。また、続いて右のグラフをご覧ください。少子化・高齢化が現時点より進行することが予測されています。このため、若年ファミリー層の定住・転入の促進、及び、少子化・高齢化社会に対応した地域社会と地域空間の形成が求められています。

続いて、行財政運営、地方分権、協働のまちづくりについて、スクリーンに平成25年度までの歳入・歳出の推移のグラフをお示ししています。

本市の財政状況は、市税収入の大幅な増加が見込めないことや、義務的経費のうち、特に扶助費が増加傾向にあることなどから、財政の硬直化が進んでおります。一方で、地方分権改革が進んでいるため、市への都市計画決定の権限移譲など、市における都市経営の責任の範囲は広がりつつあるため、事業の選択と集中や、多様な担い手との協働によるまちづくりの推進などが求められています。

続きまして、第2章「都市マスタープランの基本方針」について説明します。都市づくりの方向性として、基本理念を「暮らしに自然・歴史・文化がいきる古都鎌倉」としており、これは、これまでのマスタープランを継承しています。今回、「評価・検討協議会」及び「ワーキング部会」からは、「重要なキーは押さえている。改變しないほうが良い。」「現在でも通用する」等の意見があり、継続するべきと考えました。

次に、基本目標として、「みどりとまちなみ」「かんきょう」「いどう」「くらし」「なりわい」「たのしみ」の6項目とし、基本理念と同様、現在でも通用するため、これまでのものを継承することとしました。基本目標の実現に向けた部門別方針を、その右側11項目に示しています。6項目の基本目標と11項目の

部門別方針との関連を黄色の線で示しています。

また、基本目標と部門別方針に横断的にかかる視点として、今回新たに、「まちづくりの新たな視点」を示しています。「まちづくりの新たな視点」は、「都市マスタープラン見直しの背景と主要課題」を踏まえ、重点的に取り組む7項目です。ここでは、代表的な4つの視点について説明します。

「1 鎌倉ならではの空間文化の再構築」は、地区ごとに存在する空間文化を見出し、歴史的遺産と共生、市民のライフスタイルの再構築を図ることが重要であるとし、谷戸における歴史的遺産や自然環境と現代的な市民の暮らしとの融合を考えています。

「2 防災・減災まちづくり、安全・安心まちづくり」。この視点は、歴史的遺産や地域資源を守り、防災・減災まちづくりを推進することや、自助・共助・公助による安全・安心なまちづくりを進めることが重要としています。

「6 国際おもてなし都市・鎌倉 MICE」では、本市に多くの外国人観光客が訪れている状況がある中で、「国際おもてなし都市」として新たな地域ブランドを形成することが必要としています。

「7 次世代産業まちづくり」は、新規産業や新天地を求める企業を惹きつける環境整備など、鎌倉ならではの産業文化の継承・発展を図ることが重要としています。これは、次世代産業として、地域の特徴をいかした飲食店など、鎌倉ならではの生活と仕事の両立ができる在宅勤務、観光資源と結びついたブランド企業の誘致などを考えています。

次に、「地区まちづくりモデル」について説明します。この項目は、今回新設したものです。ここでは、市全域の視点からまちづくりを進める一方、各地区におけるきめ細かなまちづくりの推進も必要であるとしています。また、住宅地の類型ごとの地区まちづくりの方針を6種類例示しています。

スクリーンでは、「2. 谷戸の住宅地のモデル」を映しています。【土地利用等】では地区計画等の適用による住環境の保全や、デザインガイドラインを策定する事による周辺環境の調和など、【交通環境】では、オンデマンドバスや乗り合いタクシーの導入など、【暮らしのサポート】では空き家を活用したコミュニティ施設の整備や災害対策の検討を行い、地域コミュニティ計画策定のきっかけとすることなどを例示しています。

本文では、スクリーンにお示ししているようなイメージ図を用いて、地域住民である読み手がイメージをしやすい表現としています。

続きまして、第3章 部門別方針について説明します。

部門別方針は、基本理念及び基本目標を実現するために必要な11の部門に分け、その方針を示しております。

各部門別方針の、それぞれの概要を説明します。

「1 土地利用の方針」。今後のゆるやかな人口減少の推移を踏まえ、考え方として、「基本は現況の土地利用の維持保全」としており、拠点整備や基盤整備

が予定されている地域以外については、現況の市街地類型をベースに土地利用の想定をしています。また、「土地利用の規制・誘導の仕組みの検討」を追加しています。住宅系土地利用では、用途地域を基本としたうえで、地域の実情に応じた建物用途を許容する土地利用の誘導についての検討を、産業系土地利用では現行の土地利用の維持と産業振興の重要性は考慮しつつも、その維持及び転換に関する具体的なルールの検討を掲げています。

「2 自然環境の保全・回復の方針」。近年、緑地保全の取り組みが進んだことから、財政事情や人員も考慮し、維持管理の視点を充実することや、地域住民・ボランティアとの連携を進めることとしています。

「3 都市景観形成の方針」。「景観まちづくりの推進」を追加し、地域ごとのきめ細やかな景観づくり、まち並み形成の推進を考え、地域住民による地域ごとのデザインガイドラインの検討・作成の支援が必要としています。

「4 循環型のまちづくりの方針」。新たな視点「環境共生まちづくり」を受け、また、都市の低炭素化への取り組みが、より一層、推進される社会の状況を踏まえ「低炭素まちづくりの推進」を行うこととしています。また、循環型社会の構築として、ごみ処理施設の建設候補地選定の状況を記載し、ごみ処理体制の確立に向けた検討作業を進めていくこととしています。

「5 交通システム整備の方針」。この方針は、協議会やワーキングでも多く議論したため、少し長く説明します。交通システム整備の具体的な方針として、10項目を掲げており、そのうち、「骨格的な幹線道路の整備」においては、「都市計画道路の効率的な整備」の中で「由比ガ浜関谷線」について記載を追加しています。この路線につきましては、平成25年8月に策定した「都市計画道路の見直し方針」において、「災害対策上、重要な路線である」ことや、「廃止することにより平行する県道雪ノ下大船線に与える交通渋滞の影響が大きい」ことから、必要路線であるとする一方、「現在の線形のままでは、歴史的風土や緑地保全に直接的に重大な影響を及ぼす」ことから、方向性を【保留】としました。その上で、「都市マスタープラン等の見直しなどにおいて、あらためて広く市民の意見を聴きながら、交通問題の解決に向けて体系的かつ重点的な検討を行うこと、また、具体的な施策の検討を進めるため、交通マスタープランの改訂においてもさらに検討を進める」ことを市の考え方として公表しましたこの考え方に基づき、今回の「鎌倉市都市マスタープラン」の見直し作業において検討を行いました。【保留】としたB区間については、「評価・検討協議会」において、多くの議論がなされた結果、「防災の観点から市域を南北方向に通過する道路が必要である」との提言がありました。また、「ワーキング部会」において、交通量推計調査のデータを基に検討を進めた結果、この路線があることにより周辺の交通渋滞の緩和に寄与するほか、路線全体の役割として、国道1号と国道134号を連絡し、縦軸となる幹線道路であることから、津波避難や災害後の支援、復旧・復興のためにも必要であるとの助言指

導がありました。これらを受け検討した結果、本文にあるように、経過や理由を付して本都市計画道路を存続の方針としました。ただし、現在の線形のままでは、歴史的風土・緑地保全・景観に与える影響が考えられることや、施工技術の進歩等を考慮し、今後「鎌倉市交通マスタープラン」などの見直しの際に、道路ネットワークの検証や、最適なルート及び構造形式等を精査し、計画の変更を検討することとします。パブリックコメントの意見も踏まえ、具体の記載として、これまでの経緯や理由を示しながら、「都市計画道路は存続の方針とする。一方で歴史的風土などに与える影響が考えられるため、道路ネットワークや最適なルート及び構造形式を精査し、計画の変更を検討する」としました。また、その他の方針として、鎌倉地域における、交通需要マネジメント施策の推進を図ることとしています。

「6 住宅・住環境整備の方針」。年齢別人口推移の状況から、「若年ファミリー層の転入促進と定住促進のための住宅政策」を追加しています。この項目の中で、空き家への転入促進や利活用についての方針、高齢者・障害者が住み続けるための施策や、丘陵住宅地等の再生のために、現在本市で取り組んでいる今泉台住宅地における「長寿社会のまちづくり」のような多世代共生型のコミュニティ形成の取り組みを進めることとしています。

「7 都市防災の方針」。この方針は、協議会やワーキングでも多く議論したため、少し長く説明します。過去の災害状況や東日本大震災での教訓を踏まえ、具体的な方針として、「1 災害予防対策の実施」、「2 避難、援助体制の強化」、「3 津波に強いまちづくり」の3項目を掲げています。これまで、国や県により、法整備や津波浸水想定調査などが進められ、本市では、甚大な被害を及ぼす津波や浸水が想定されている状況を踏まえ、方針を示しています。「3 津波に強いまちづくり」では、避難を原則とし、避難場所、避難路の確保、案内板の設置など、できるだけ短時間での避難が可能なまちづくりを目指すとししました。発生頻度の高いL1津波に対しては、海岸保全施設等の整備を基本としました。具体的な施設の計画・整備については、神奈川県が行うこととなりますが、市としては、住民合意に配慮し、地域の地勢・景観・利用実態に合わせた施設の計画的整備を神奈川県に要請していくとしています。また、最大クラスの津波であるL2津波に対しては、施設等の整備で対応できる規模ではないことから、住民等の避難を軸としたソフト面や、避難施設設置などのハード面の双方で対応することとしています。なお、現在、沿岸部には、建築物の高さ制限がある区域がありますが、今後、津波避難困難地域等において、津波一時避難施設が必要となる場合は、周辺の住宅地に配慮した上で、特例的な施設高さの基準について検討することとしています。

「8 健康福祉のまちづくりの方針」。「介護予防・健康づくりを推進するまちづくり」の項目を追加し、高齢者の健康寿命を延ばすための、健康づくりの環境整備として、住民の交流の場や社会参加の促進の場等の整備、まちを歩く

ことを促す歩行者空間の形成などを記載したほか、超高齢化への対応、子育てに優しいまちづくりなどとしています。

「9 産業環境整備の方針」。「新規成長産業の企業が事業展開しやすい環境整備」を追加し、既存産業の振興に加え、鎌倉の環境や文化に惹かれて、市内で事業展開しようとするスモールオフィスなど、ライフスタイルに合わせた新しい働き方への対応を図るとしています。

「10 観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針」。「歴史や文化とのふれあいの場の整備」に「歴史的遺産と共生するまちづくり」を追加しています。また、「鎌倉 MICE の推進」や、オリンピックを意識した ICT の取り組みを新しく追加し、魅力を高めることの活用を図ることなどとしています。

「11 拠点とゾーンの整備方針」では、「鎌倉駅」「大船駅」「深沢地域」の3つの拠点に次ぐ、生活や観光など、地域活性化を推進する拠点として、「地域活性化拠点の整備」の中で、腰越駅周辺・玉縄城跡周辺地区を位置づけています。腰越駅周辺及び玉縄地域は、平成26年に策定した鎌倉市総合計画において計画的に土地利用を進めるための方針を明らかにするとしたため、今回新たに「地域活性化拠点」としたものです。地域活性化拠点では、腰越漁港や玉縄城跡などの地域資源を活用すること、多様な主体が参画し地区のまちづくり計画を策定することなどにより、地域の活性化を推進していきます。なお、地域活性化拠点については、お送りした(案)から一部文章の変更を行わせていただいておりますので、追加資料1として、お手元にお配りしておりますのでご覧ください。

(案)の記載では、「地域活性化拠点」についての説明が少ないことから、追加資料1の(修正案)では、「生活や観光など、地域活性化を推進する拠点であること」また、「玉縄城跡周辺地区」についての考え方について記載を追加しています。

続きまして、第4章地域別方針についてスクリーンで説明します。地域別方針につきましては、緑により分節化された市街地の広がりや、日常生活上の交流範囲を考慮し、市域を11の地域に分け、地域ごとの整備方針を示したものです。作成にあたっては、「評価・検討協議会」での意見や部門別の方針をもとに、増補版の構成を概ね継承しつつ、内容については見直しをしています。この地域別方針と第2章の「地区まちづくりモデル」を参考に、各地区における具体的な地区まちづくり計画を協議・立案し、地区まちづくりの推進を図ることを目指しています。

ここでは、例として2つの地域を説明します。

新たな視点の「防災・減災まちづくり」を示す例として、鎌倉南地域を説明します。鎌倉南地域は、津波想定において、平地部分が津波浸水域になるため、「まちづくりの基本的考え方」として、「防災・減災まちづくり、特に津波対策を進め、それにあわせた水辺空間の新たな活用、まち並み形成を図る。」とし、

この考え方に基づく目標、方針として、「海岸ゾーンの整備」、「津波対策を進める」を挙げ、具体的な取り組みとして、「海岸保全施設等の整備」や、「津波一時避難施設の必要性の検討」などを挙げています。

続いて、大船市街地域は、交通結節点として、商業・業務、産業、文化、教育等、多様な土地利用がされていることから、「まちづくりの基本的考え方」として、「新しい鎌倉の拠点として、拠点機能の強化を図る」とし、この考え方に基づく目標、方針として、「まちの発展を支える道路や公共輸送機能の充実」、「楽しく歩ける歩行者・自転車のネットワークを形成する」を挙げ、具体的な取り組みとして、「歩道の拡幅、段差の解消、電線の地中化など生活道路の環境改善」等を挙げています。

続きまして、第5章「実現の方途」について説明いたします。

実現の方途は、これまでの各方針を実現していくために、必要な仕組みや取り組みの方針を示すものです。

1. 基本的な考え方の『大原則』、「市民、事業者、行政のパートナーシップによるまちづくり」は、第1章の、都市マスタープランの役割を「市民、事業者、行政の共通の目標とする」事を受け、また、現在も通用する考え方であるため、本編のものを継承することとしました。

また、主な変更点は3点あります。

一点目は「2. まちづくりマネジメントの推進」の追加です。地域における価値や魅力を維持向上させる取り組みとしてエリアマネジメントの導入を位置づけ、自治町内会・NPO・事業者など、様々な主体が担い手となるまちづくり活動が必要と考えているため、市は支援・協働を行うこととしています。また、都市施設・公共施設マネジメントや分野別方針を推進するための役割を記載しています。

二点目は「6. 実現体制の整備」の変更です。「協議会システムの整備検討」において、地区まちづくりに関する協議会やまちづくり活動団体との連携や活動の進め方のイメージなどについて、これまでのものを細かく記載しています。

三点目は「7. 今後の取り組み」についてです。これまでの「財源の充実」や「施策化」などに加え、「さまざまな地域活動の場の整備」を位置付けています。

以上が、鎌倉市都市マスタープラン(案)の概要となります。

続きまして、(原案)に対する意見募集の実施結果について報告いたします。

意見募集の実施結果については、意見募集の結果並びに意見一覧等を資料3としてお手元にお配りしています。また、意見募集等に伴う、「(原案)から(案)への修正点」を最後に添付しています。

スクリーンをご覧ください。平成27年6月22日から7月21日までの30日間、鎌倉市都市マスタープラン(原案)に対するパブリックコメントを実施し、その結果、16通の意見書の提出がありました。また、パブリックコメントの期間中に説明会を実施したところ、いくつかの意見が述べられました。これら

の意見について、その内容別に分類した結果、意見数は56件となりました。このうち、章目別内訳は、「第3章 部門別方針5. 交通システムの方針」への意見が9件、「第5章 実現の方途」への意見が8件と多くありました。意見の内容別内訳では、個別の方針についての具体的な施策の提案が20件と最も多く、続いて文章の修正や追記の提案が16件、そのほか、「内容が分かりにくい、具体性が足りない」「由比ガ浜関谷線B区間の存続に反対」などがありました。これらの対応について、意見「1」については、個別の方針についての具体的な施策の提案について、今後、個別計画で検討を行っていくため、関連課に情報の提供を行うこととしました。「2」「3」「4」の一部について、「誤解を招くおそれがある」や「具体的な説明が必要」な意見については、文章の修正や追記をし、対応しました。「5」「6」「7」については、今後、市民の皆様により広く関心を持っていただくための工夫など、今後の意見募集の実施の参考とさせていただきます。ここでは、記載内容の修正例として、由比ガ浜関谷線の記載について説明します。

第3章5. 交通システムの方針に対しての意見、「由比ガ浜関谷線は、【存続】とはせずに【保留】の判定のまま、ルート及び形式等の変更を含め、検討・見直しを行うべきである。」「由比ガ浜関谷線のうち【保留】となっているB区間全体の総合的判断・評価は【保留】から【存続】へと評価の変更を行ったと読み取れる。B区間の即刻【廃止】を求める。」との意見がありました。(原案)の記載では、経緯や理由についての記載が不明瞭であるため、先ほど部門別方針の際にご説明した、【存続】の方針とするに至った経緯や理由についてスクリーンに示している修正文にあるとおり、緑色の部分について文章を変更しました。

詳細につきましては、資料3の最終頁に、「鎌倉市都市マスタープラン(原案)から(案)への主な修正点」に、新旧対応表の形式にまとめております。パブリックコメント実施結果についての説明は以上になります。

最後になりますが、今後のスケジュールについて説明します。

本日の都市計画審議会へ諮問させていただき、答申を頂いた後、(案)を確定し、本年9月中の策定を予定しています。

大変長くなりましたが以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

大 方 会 長 ありがとうございました。遅れまして、申し訳ございません。

それでは、この件につきまして、どうぞご自由に意見、あるいは質問、ございましたらどうぞ。

吉 田 委 員 8頁に今後人口減少が見込まれるとあり、財政的に厳しいとの内容が10頁に書いてある。もう一つ、10頁に持続可能な都市空間の実現という文章もありますが、財政の持続可能性といった視点が入っていない。あれもやります、これもやりますという書き方をしたときに、この先いつまで予算措置が必要

になるのか、現状だとどのくらいの費用がかかるのか、あるいはどのくらい削減効果があるのか、見つけていく方法が入っていないと、パブリックコメントで意見があったように、マスタープランに記載しても絵に描いた餅になってしまう。もう少し検討しても良かったのではないかな。117 頁のスポーツ施設についても同じだと思う。実情に見合った整備の検討が必要、とあるが、これでマスタープランなのか。もう少し踏み込んで書くなり、あるいは、もう時間がないというのであれば、自立した財政ということが書けるような、踏み込みが必要ではないかな。

関沢都市計画課長 ありがとうございます。吉田委員からご指摘いただいた財政の話ですが、基本的には上位計画の総合計画に記載されております。総合計画の実施計画で、事業の内容に優先順位を決めていく上で、予算についても見積もっています。このような状況で、都市マスタープランにそこまで記載していくことは難しいと考えています。

大 方 会 長 都市計画、まちづくりのマスタープランであって、都市づくり、まちづくりというのは、基本的には民間の投資によってつくられていく。公共は道路や公共施設などを整備していきますが、基本的に規制誘導する役割。インフラ整備についても市の単費で造る性質のものではなく、県もあれば国の予算、あるいは補助金が入ってくる。市の単費で整備するものはほとんどありませんので、個々の整備についてどのくらいの財政負担がかかるのか、本来は精査すべきではありますが、それはマスタープランのレベルではなく、もう少しその先の実施計画のレベルで精査すべきではないかと私は考えています。ただし、国や県を含めてどのくらい公共投資ができるのか、もう少し検討して、書けることは書いてもいいと思いますが、今日の段階では、特に市民の協議会から出てきた意見を踏まえながら形を整える、あるいは従来のマスタープランを修正しながら作成してきたといった経緯もございますので、大きな財政の見通しを踏まえたインフラ整備のあり方といったことは記載していないのが実態であります。ただ、その辺りについては、今後、おそらく市のほうでも公共投資プログラムなどで扱っていくと思われますので、やや抽象的ではありますが、この位の書き方でお許しいただけないかと。これは会長としてではなく、マスタープラン（案）の策定ワーキングの代表としての説明でございます。

吉 田 委 員 これだけのものを作られたということで、大変だっただろうと思います。何を市民に約束するのか、成果を現況と課題で書いてありますが、どのような水準を達成したら、マスタープランが実行されたということになるのか、明らかにしていく必要があるでしょうし、それが分からないような状態だと、例えば、会長がおっしゃったように、民間が実際に整備する、といった時に規制等、守ってくださいということが、うまくいったのか、いかなかったのか、という評価が後からできなくなってしまう。そこはフォローしていかな

ければならないところです。それから、補助金については、行政の立場ではそうかもしれませんが、補助金は誰が払っているのか、と考えると、結局は市民が負担している。安易に補助金に頼るということでもいいのか、考えていくことも、これからは必要になってくると思います。今までのパターンと同じ、今まで通り、国や県の補助金に頼って、国の方針や県の方針に従ってやっている、ということになると、自立した自治体とは言えなくなってしまう。

大 方 会 長

ありがとうございます。補助金のことを申し上げたのは、補助金頼りでやっていくということではなくて、市の財政のことしか書いていないので、それだけで賄う、賄えないといった議論ではないことを申し上げたまでです。それから、数値目標のようなものは、重要ではございますが、鎌倉のように緑の保全とか、まち並みづくりとか、そういったことが利点だとすれば、なかなか指標で捉えることが難しいのが現状です。それでも、今回の作業に当たって、これまでの計画の進捗調査など一応はやっております。それについては、事務局から説明をお願いします。

関沢都市計画課長

166 頁をご覧ください。実現の方途「7. 今後の取り組み」の「5) 都市マスタープランの進行管理・評価の実施」で、「①取り組み状況の明確化」ということを記載させていただいております。都市マスタープラン白書 2011 で、数値化ではなく、A プラスや B プラス等、記号化し、評価しております。こういったことももう少し明確にしていこうという内容を書かせていただいております。民間資金については左側の頁に民間資金・活力の導入ということでも記載させていただいております。

吉 田 委 員

評価、検討、見直しというところですが、ぜひ、何を約束するのか、あるいは何を目標とするのか、というところをベースにして、評価することができれば、鎌倉だけでもしておいて欲しい。それから、今さらかもしれませんが、鎌倉はせっかく歴史もあるので、次世代に何を残すのか、何をつくっていくのか、という視点もあったら良かったと思う。これは感想です。

大 方 会 長

ありがとうございます。具体的に、今回の計画の一つの根拠は、津波対策や高齢者対応といったこともございますが、もう一つ、やはりこの 20 年、マスタープランを振り返りますと、鎌倉らしさといいますか、鎌倉での生活の鎌倉らしさというものがどんどん失われているような危機感があり、これを、もう一度保全するなり、再生するなりすべき。また、そのようなことがなければ、再度、世界遺産にチャレンジするようなこともできないだろう。そのように考えたわけであります。一方で、「鎌倉らしさとは何なのだろう」と考えたときに、今の時点で、トップダウンで「これだ」と決め付けていくようなものでもございませんし、有識者が集まって「おそらくこれだ」と言うものでもなくて、それぞれの地域、地域で、自分の地域ではこのような方向を目指したいと言うような、長い、きめの細かい住民ベースの議論を加えないと形にならない。また、実現もできないだろうと考えまして、全体として

は具体的にどのような鎌倉をつくっていくのかは、地域ごとに、ぜひ、住民主体でこれから煮詰めていてもらいたい。従来からそういったことが書いてありましたが、初期の頃は地区計画でやろうということでもとまりました。その後、鎌倉市まちづくり条例ができましたが、もう一つ、他市の条例と比べると力が弱い。ですから、まちづくり条例をこれから抜本的に強化していく、そのしくみも踏まえて各地域で鎌倉らしさをぜひ考えていただいて、その中で各地域の目的も明確になっていくことがあるわけでございます。全体として方向性は示していますが、吉田委員がおっしゃるように、ここまでいったら100点満点だといった数字と言いますか、目標が示しきれていないというのは確かにその通りでございます。ただ、方向性については市民の協議会も踏まえて、あるいはパブコメも踏まえて、市民の総意としては打ち出すことが出来たのかなと考えております。これも単なる説明でございますけれども。もし、具体的に財政について、あるいは目標について、この辺りもう少し書くべきだというようなご意見がありましたら、出していただきまして、もう少し書き込むことを検討してもよろしいと思います。

吉 田 委 員 もしそのようなことを書いていただければ、今の人口は、人口統計でいうと16万人、世帯数が6万7千世帯です。これが小さくなる前に、なるべく均衡財政をきちんととれるようにしておかないと、割り勘をしたら子どもが負けますから。鎌倉に住んでみたら、とても多くの負債を払わなければいけない。多分、これは段々明らかになってくると思います。私が少し関係しているまちでは、毎年人口が300人ずつ減っていく。6万から7万人くらいの人口のところで、10年経つと1割減る。そういうような状態の中、早め早めに均衡財政をとれるようにしておかないといけない。さらに、補助金の交付団体となるのかどうかの問題もあると思います。いくら貰えるつもりかというのを、明らかにしていけないと、産まれてびっくりの鎌倉市にならないようにしてほしいと思います。ぜひその辺り、どの位のタイミングで子どもにつけを回さないようにするのか、という目標を入れていただけるとありがたい。

大 方 会 長 その辺りは、計画の前提の所になると思いますが、少し検討させていただいて、書ける範囲で書きたいと思います。

安 齋 委 員 今回の都市マスタープランは多岐に亘っております。ここに書いてあるように色々な部門の方針というものが書かれておりまして、これはひとえに上位の総合計画も書き方としては抽象的な書き方になっているので、これは今の都市マスタープランという一つの考え方が、一つの方針としてそれぞれの部門でここに記載されておりますので、これはこれとして一つの考え方をここで示している。それは総合計画の中でも同じですが、これが実施に向けては基本計画とか、実施計画という中で具体的な方針と予算が決められてくるということです。細かくそれぞれの方針が出されていることからすれば、

これを一つのベースにして、今後の基本計画、実施計画の中で、考え方が実施できればと思います。この計画自体、多岐に亘っておりますので、これを念頭に置きながら今後の市政を進めていただければと、私としては思っております。

大 方 会 長 ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。そういった性質のプランです。それでは次、どうぞ。

河 村 委 員 大きな所で、交通システム整備の方針で、都市計画道路の存続と記載されています。その中で、今後最適なルートなどを精査して検討していかれるということですが、存続の方針に至った理由としまして「災害対策上重要な路線であること」と、「平行する県道に与える交通渋滞の影響が大きい」と記載されています。ただ、先ほど吉田委員からもお話があったのですが、先ほど、人口動態についてこれから予測される推移を見ていきますと、将来的には鎌倉市は緩やかな人口減少の中で、少子高齢化が進んでいく。そのような時に、果たして本当に道路に与える交通渋滞の影響だとか、そういったものは、どの辺りに影響するのか、どのような形でシミュレーションが判断に至るまでに行われたのかということを、まず確認させていただきたいと思います。その辺り教えていただけないでしょうか。

後 藤 係 長 平成 42 年を目標とした将来交通量の推計というものを行いました。その結果、由比ガ浜関谷線を整備した場合と整備しなかった場合とのデータを比較しております。その上で混雑度というものも算定しました。混雑度で比較しますと、由比ガ浜関谷線の並行路線となる藤沢鎌倉線、雪ノ下大船線の 2 路線で検証しましたところ、藤沢鎌倉線については、由比ガ浜関谷線を整備しない場合は混雑状況が予測されるという結果になりました。整備した場合は混雑状況とならないと予測されるという結果になりました。雪ノ下大船線につきましては、整備をした場合も整備をしない場合も混雑状況とならないと予測されるという結果になりました。しかし、整備をした場合には、交通量が最大で 40%に減少ということになることから、休日やハイシーズンにおける混雑緩和の効果が期待できるということが、交通量推計の結果分かった次第でございます。

河 村 委 員 それでは、造らなかったから交通渋滞が増えるということではなく、緩和というところで想定された。そうすると、今の交通事情とか将来的な交通システムなども整備されていくと、今、特に Google などが人工知能の開発等を行い、自動車も自動で操縦できることを想定していると思いますが、そのような中で総合的に将来的な展望をしていかないと、道路なんて本当に大きなインフラですので、負の遺産を遺すことのないように、しっかりと検討して欲しいと思います。災害対策上必要ということで、1 路線確保しておくというところで、当然、私は賛同するものでありますけれども、ぜひ総合的な判断をして、今後の精査だとか、経過、計画のところをもう一度盛り込んで

いただきたいと思います。以上でございます。

大 方 会 長 この道路につきましては、あまり予算がなかったのも、あまり精密な調査は出来ませんでした。それでも少々の調査を致しました。今、鎌倉の現状では鎌倉街道1本しかなく、ここに非常に負荷がかかっています。特に鶴岡八幡宮の前のところは非常に混雑していることもありますので、もう1本あってしかるべきである、それなりに効果があると分かったわけですが、だからといってこの路線のまま造るのは現実的ではない。お金もかかる。将来的に更に需要が減るかもしれない。この先、より精査をして、本当に必要なのか考える。この道路については、都市計画決定としては存続となっておりますが、気持ちとしては廃止を含めた変更をこれから検討するというニュアンスだにご理解いただきたいと思います。制度上は県が決定した都市計画決定ですので、これは当然そのまま残しておく。変更はしっかり検討した上で、本当に要らなければその時点で廃止する。あるいは地下にする、線形を違うものにするなど、はっきりすれば、そのような形に計画を変更する。そのような趣旨ですので、このまま突っ走ることはありません。これから更に精査をするというところが表現されているとご理解ください。

柳 澤 委 員 都市マスタープランとしては、大変だったと思うし、非常に良く出来ていると思っています。ただ工業界を代表してということになると、都市マスタープランに工業という言葉が何行あるのか調べてみると、ほとんど無いです。詳細については全くなくて、地域別の「目標」、「方針」から「具体的な取り組み」になったときに具体的に出るのだろうという解釈で見えていたのですが、現実には大船地区、工場が減っていますので、将来的に鎌倉に工業がなくなるのかと寂しく思ったりしています。「具体的な取り組み」の、細かいプランになったときに打ち合わせが行われるのかと理解しています。それが一つ。もう一つ、歴史や文化財などについて謳ってありますが、それを保全していくには原価がかかるので、先ほど予算の話も出ていましたが、計算があった上で、そこから収入を得ることを考えた方がいいと思います。参考意見ですが、以上です。

大 方 会 長 おっしゃる通り、当初の案、何箇月か前のものは、産業、特に工業について書きぶりが弱かったのですが、その点を思い至りまして、特に大船から腰越にかけて、深沢のゾーンの所に、これから最先端の工業が発展していきそうであると、その辺りを少し強調しようということで、今後の大きな整備方針の所に少し書きました。具体的には113頁の辺り、産業系市街地形成の方針、その辺りを書き加えております。決して忘れていたということではありません。今の段階で将来の方向性が見えないので、具体的にこの産業とまでは書いていないものですが、これはぜひやりたいというところです。ただ、冒頭に申し上げた通り、鎌倉らしさというものを非常に意識したので、「SOHO」や「若い人が」「伝統産業をいかして」など、そちらに力が入り過ぎました

が、その辺りも強調したいと思います。

小 野 田 委 員

先ほど河村委員がおっしゃった所と同じ所になりますが、由比ガ浜関谷線 B 区間の存続という所でお聞きしたいことがあります。こちらでは、主に混雑緩和と災害対策と歴史的風土、この 3 点を考えた上で存続と決定していると書かれているように思いますが、平成 25 年度第 1 回の都市計画審議会の会議録でも、担当課長から何点か項目を挙げており、「歴史的風土や緑地保全に直接的な重大な影響を及ぼすこと」、また「国道 1 号と国道 134 号を直接連結することから、防災上重要性の高い緊急輸送路となり得る路線である」、「現在、地区交通対策等においてソフト的な政策の検討を進めているため、今後は流入抑制策の進展も期待できる」としています。これは、交通渋滞の緩和に関するロードプライシングのことではないかと思います。これを見ますと、今言っていることとほぼ同じことだと思います。ところが、結論としては、こちらのほうは、「その状況から判断を保留とし」となっています。ほぼ同じ内容で、平成 25 年度の都市計画審議会では保留となっているのに、こちらでは存続としている意味がよく分からないのですが、この辺りをご説明いただけますか。

大 方 会 長

前回の議論では、「無くてもいいのではないか」という話もあり、「いや、必要ではないか」という意見もあり、その辺りの決着が着かなかったことと、特に交通の将来予測等が見えなかったこともあり、あの時点では保留にしたわけです。今回、将来的にすごく交通量が減るのであれば、要らないと思ったのですが、やってみるとそうでもない。ですから、この形のままでいいのですが、大船の方から山を越えて入ってくる、できれば横須賀線より西側でそのような道路があると、随分と今の渋滞が改善されると分かってきましたので、この路線を単純に廃止ということではなく、より良い形があるならば、その収まりを考えようということで存続、都市計画道路としては消さないということで存続と書いてあります。今日の資料の 81 頁をご覧くださいても分かるように、存続という言葉が、一般市民には誤解を受けやすいようですが、都市計画決定としては存続なのですが、その次の段落にあるように、「計画の変更を検討することとします」とはっきり書いてあります。「今の形のままで造らない、変更する」、あるいは「検討した結果やはり上手く出来ない」や「お金がかかりすぎる」など、弊害が大きいということであればやめる。やめるということも変更の内です。あくまでも、今の形のままで造らないと書いてあることをご理解いただきたい。ただ県が決定した都市計画決定事項ですので、今の時点で廃止を求めるということは、先々違う形で路線を整備するとなった時に色々と支障がございますので、都市計画決定案件としては置いておくという趣旨です。ただ、市の方針としては、違う形で造るかあるいは止めるかのどちらかであると、そのように読んでいただきたい。

小 野 田 委 員

はい、私も別に「廃止」とは思っていないのです。色々な意味で、道路とし

て必要なだろうという思いはあり、「廃止」ではないです。しかし、前は、「存続」「変更」「廃止」「保留」という4つの段階に区切って考えているようですが、別に「保留」であっても、今後の状況を見ながら再検証を行う路線であるという前提のもとに「保留」としている。一方では、「存続」でしたが長期的に計画を検討する路線としている。別に「廃止」という意味合いが「保留」の中には無いと、私は思っている。しかし、会長がおっしゃった内容で理解はできるのですが、なぜ今ここで、「保留」を「存続」とする、変えているという、その決定的な理由というものになっていないと思うのですが、いかがでしょうか。

大 方 会 長 あ、「保留」というのは、もともと神奈川県の方から「都市計画道路の見直しをなささい」とマニュアルが来まして、それに従って作業をして結論を県にお返ししたと、そのような性質のものです。その時点で、市として必要なかどうか、よく分からないので「保留」という答えにした。今回は、県の考えとは全く関係なく、鎌倉市としてこの道路は本当に必要なかどうかということとを再度検討して、その結論を書ける範囲で書いた、という性質のものです。ですから、本来「保留」ということは有り得ず、市としてどうしたいのかということを書く必要があったというわけです。そして、今の線形のままではいけない、しかし、この位置にこの道路があることは非常に有効であるから、どのような形で実現が可能なのか検討しよう、ということが書いてあります。

何度も繰り返しになりますが、前回の「保留」や「存続」というのは、今ある都市計画道路の決定についてどうしたいのか、ということをして市として答えなさいということで、その当時は「廃止」とも「存続」とも答えにくいので、「保留」にしたということです。

ですから、ここで、このマスタープランの中には、「保留」と書くのは当然許されないことと考えておりましたので、我々なりにできる範囲で精査をいたしまして、このような結論に至ったというわけです。

小 野 田 委 員 しかし、先ほど、会長が「これから精査する」ということをおっしゃったのですけれども、マスタープランの中には、文言としては残るわけですね。

大 方 会 長 どのようなルートにするか、どのような構造にするか、つまり地下にしたときにいくらかかるのか、地下にして本当に大丈夫なのだろうか、あるいはルートについてもどこを起点にしてどこに繋ぐのがいいのか、山の中をどのように通すのか、その辺りをしっかり考えようと思えば、相当予算と時間がかかります。今回のマスタープランの時間的な枠組みの中では、また、予算の中ではできなかった。とにかく、変更の可能性を精査するということ、今回の方針として打ち出したということです。

小 野 田 委 員 はい、ありがとうございます。最初の案でいきなり「存続」と書いているよりは、確かにアンダーラインが引いてある部分で、少し分かりやすく書いて

いただいているという風に思います。それでもやはり、「保留」から「存続」に逆戻りしてしまったという印象は拭えません。もう一步、今ご説明いただいた内容などを含めて、書き加えていただいて、一步戻るような意味ではなくて、色々と精査をしていく意味合いを持って、この「存続」としている、ということを強調していただきたいと思います。

大 方 会 長 戻るという訳ではございませんが、前回の時は本当に無くてもいいのではないかと、という話があったがために保留にしたわけです。しかし、今回は、この辺りの道路は、在れば相当役に立ちそうだとっておりますので、我々はそのように判断しましたので、ある意味ではおっしゃるとおり、一步、逆にと言いますか、残す方に振れているということは事実でございます。その意味を含めて「存続」という言葉が入っている。ですから、単純な廃止はしないと、そのような意味です。そして、「保留」という中途半端なことでも困るので、基本的にはこの辺りに道路が造れるかどうか、きちんと検討しようとする。ですから、結論的には前回の言葉でいえば「変更」ということになってくる。しかし、色々なご意見があるかと思えます。廃止してはというご意見もあろうかと思えますが、協議会や市民の色々な意見等を踏まえまして、今日の段階ではこのようにお示ししています。

小 野 田 委 員 はい、分かりました。色々とご説明いただきありがとうございます。ただ、私の考えとしては、これは、「保留」という言葉で良いのではないかと思っております。以上です。

大 方 会 長 はい。

藤 村 副 会 長 すいません、先ほどからの由比ガ浜関谷線のお話なのですが、この文章を読ませていただいて、「一方で…」からの後の部分がちょっと曖昧な所があるような印象を受けました。というのは、その前の部分、「また…」の部分、「存続の方針とします」という、かなり明確にお書きいただいているので、それに比べて、その後の部分の、「計画の変更を検討することとします」というのは、少し、内容としては、どうしても印象的に曖昧な部分があるという風に思います。具体的に言いますと、先ほどの先生のお話でいきますと、今のままでは造らない、つまり現在の線形のままではやらないということが、もし、そこまではっきりしているのであれば、それははっきり明記したほうが良いのではないかと。逆に言うと、極端に言えば、線形については全く白紙にすると、はじめからここは検討していきましょうということをおっしゃって。簡単に言うと「保留」というのは、要はそのようなことになるのではないかとと思うのですが。その辺りは、無理なのでしょうか、という質問です。

大 方 会 長 保留という言葉は避けたい。それではいけない。しかし、行政として「都市計画決定として存続」というのは、市民が理解しにくいという面もあろうかと思うのです。この所、事務局では何かお考えありますか。この「存続」という言葉は無いとだめですか。私としては、例えば、この上の部分「復旧・

復興のためにも必要であると認識しています。」として、「本都市計画道路は存続の方針とします。」という所は削除する。そして、「一方で、現在の線形のままでは…」と続き、最後に「都市計画変更を検討することとします。」とする。このようにしておけば、存続はすることに決まっているわけですから、それでも良いのではないかと思うのですが、どうでしょうか。この辺りは、市の庁内でも、ここ一週間くらいバタバタしていた途中であったと伺っておりますので、まだ庁内でも意思の統一が取れていないのかと思いますが。何か、今日の時点でご意見ありますでしょうか。あるいは引き取って少し、この部分は表現を会長預かりとさせていただくということでも。いかがでしょうか。

吉 田 委 員 すいません、今のことに関連して。会長がせっかくおっしゃっていただいたものですから。役に立つのではないかという所で、この「役に立つ」ということは、何を以て役に立つのか、どのような考え方をすればよいのか、ちょっと気になりました。先ほどの事務局のお話ですと、渋滞緩和ということかと思えます。私は、現場に行って、すごい渋滞状況を見ている訳ではないので、このようなことを言うのは良くないかと思うのですが。例えば、先ほど柳澤委員がおっしゃったように、このマスタープランにもありますけれども、結構、鎌倉は産業の面でいうと、少し縮小傾向かというような数字です。農業従事者は減っている、事業所も減っている。それから農地も減っている。そのような中で、どのような影響があるのかという所を見て、先ほどの、107頁～109頁の話になると思います。この辺りの数字を見ても、「要る」という数字には読めないと思ったため、伺いたいと思います。

大 方 会 長 はい、大江委員どうぞ。

大 江 副 会 長 私は、この都市計画審議会から唯一ワーキング部会へ委員として入っていました。ワーキング部会は大方会長と私、このほかに、交通の専門家である久保田先生、羽藤先生が務めていました。久保田先生と羽藤先生は交通の専門家で、この部分を強化してきちんとやろうと言って検討し、それからこの交通量推計に関しましても、検討の途中の段階で、もう一度これについては、お金が無い中でもなんとかこれはやったほうが良いのではないかということとで、予算を捻出していただいてこの部分について検討しました。その結果として、この道路があるということにポジティブな意味があるということを我々は認識して、これを都市計画決定として残すという方針を出すことになりました。交通需要に関しては、どうしても、単に車が流れるということだけを考えがちですが、車の流れ方がどうなるかによって歩行者の安全性も変わりますし、様々な、その、開発の問題も変わってきます。ですから、道路空間というのは単に車を走らせるだけではなくて、そのような断面の中でやりとりをするわけです。この道路があることは、意味があると、私もそのような立場で、これは、都市計画決定としては存続するという考えで、こ

れに加わっていました。このことに関しては、現段階で、この都市マスタープランの策定という範囲の中では、かなり、可能な範囲で、一生懸命やったと、現段階での考え方を示してあるということです。その点をご理解いただきたいと思います。

大 方 会 長 はい。吉田委員がおっしゃられるように、産業上、それほど効果は無いのかもしれませんが、皆さんご承知のとおり、今、鎌倉街道や朝比奈の方からくる道路が、鶴岡八幡宮の前でぶつかって、若宮大路へ廻っていくわけです。そして、特に土日は、そこが鎌倉で一番混むのです。ですから、あそこは、土日はほとんどが渋滞しており、車で何時間もかかってしまう。平日ですらなかなか大変な訳です。ところが、前回の検討の途中では、「将来的には、ひょっとすると交通量が相当減るかもしれない。だから今のままだでも問題は、自然に解消するかもしれない。」ということで保留にしていたのですが、改めて最新の交通量調査を踏まえまして、将来予測をし、それを踏まえたシミュレーションをしたところ、それほど交通量は減らない。それから、パターンで予測値を流してみると、かなり効果がある。実際、鎌倉街道の車線が倍になったようなものなので、効果があるわけです。しかも、今までですと、横須賀線をあえて越えて、車が来るものですから。若宮大路の方へ来て、どこかで横須賀線を越えて、鎌倉市の西側へ行くようなことをしなければいけなかった。その必要が無くなるということがありまして、旧鎌倉の市街全体に対して車の流れを良くする、そのような意味ではかなり効果がある、ありそうだということは分かった訳です。そのため、この道路を単純に「廃止」とするのではなく、実現できるものならどの辺りにできるのか検討しようというのが、今回の方針でございます。ですから、絶対このまま作るということでは全くございませんし、かといって、今「止めてしまう」という結論も出ないということで、このような形の書きぶりになっているということです。しかし、吉田委員がおっしゃるように、地下で造るとなると非常にお金がかかります。ですから、どの程度かかるのか、コストパフォーマンス的には意味があるのか、それらは、これから検討しようということでございます。ただ、このように書いてある通り、混雑緩和に寄与する、あるいは、災害時の支援・復旧の為にも役立つということで、単純に消すということではなくて、変更を検討しようということです。何か、事務局の方から説明をするということですが。

関沢都市計画課長 はい。色々と、ご議論いただきありがとうございました。大方会長がおっしゃったこと、そのほかの委員がおっしゃったこと、私たちもよく分かっておりますし、皆さんの思いもあります。そして、協議会でのお話でも、この文章で良いのではないかと、全体の合意としては取ってきたというつもりでございます。その辺りをご理解願いたいと思います。私の方からはこの程度を申し上げたいと思います。

大 方 会 長 この「存続」という言葉を無くしてしまうということについてはどうですか。どのような問題があると思いますか。立場上、県と協議しないといけなとか、色々ございますか。どうですか。この場では即答することは難しいですか。

関沢都市計画課長 はい。

大 場 部 長 多くのご議論いただきありがとうございました。この、前回の都市計画道路の見直しの主な内容は、先ほど会長がおっしゃったように、縦の線は当然に必要なだろうということ、防災などに際して必要だろうということ、これらが想定されていたとしても、都市計画道路の見直しについては、様々なご意見があるでしょうから、保留とするという結論にしている。そして、その時も、後に検討する都市マスタープランの検証の中でも、色々考えてどうするかを決める、あるいはこの都市マスタープランの方向性を踏まえ、その後の交通マスタープランの検討においてさらなる検討をさせていただくということで「保留」としておりました。そして、このたび、都市マスタープランの見直しで、市民協議会も含めまして、様々な、多くの検討を重ねていただきました。それから、専門家が入っていただいたワーキング部会でも議論をして、さらに、最終のデータで検証していただいた結果、やはりこの路線は必要だと、最終的な議論の中では必要だとなったと私は理解しています。ということで「保留」ということではなくて、この都市計画道路を存続させていこうという結論になったということについては、非常に大きな意味があるのではないかと、私の立場ではそう思っています。そのようなことを踏まえまして、今、会長がおっしゃっていただいたとおり、また、パブリックコメントなどでご意見がありましたとおり、由比ガ浜関谷線の路線、現在の線形の中には、歴史的風土保存区域あるいは、緑を残さなければならない部分もありますので、そのような、技術的な検証を踏まえまして、改めてそのようなことについては、時間をかけて検討していく、そのような路線であるとの位置づけを都市マスタープランで明確にさせていただいたと考えております。事務局としては、この由比ガ浜関谷線につきましては、都市計画道路としての存続とすることについてはよろしいのではないかと考えているところでございます。

大 方 会 長 事務局としては、当然そうなるのでしょう。ただ、「存続」とすると、今の線形や構造のまま造るのだというふうに誤解をされないようにとの心配があるため、委員の皆様が色々と考えていただいているのです。そして、私も確かにそのように思うのです。都市計画のご専門のお立場からすれば、当然理解できるのですが、市民にはなかなかそのように理解していただきません。そこで、あえてこのマスタープランで、この場所で「存続」という2文字が本当に必要かどうかということ、議論や再確認をしたかったということなのです。あるいは、委員の皆さん、そのようなことであれば、「存続」という言葉が無くても大丈夫だとか、少し直せばいいなどのご意見があればその

ようにしたいと思います。このようにしたらいいとか、「存続」という言葉はなるべく避けたほうが良いということであれば、少々、庁内でも検討して、もし可能であれば、もう少し工夫していただきたいと思うのですが。

小 野 田 委 員 はい、色々ありがとうございました。今、大場部長から再検証をした結果がこうなった、というお話をされましたが、理由が前回とほぼ同じなので、修正文の方を読みましても再検証がどの程度されていたのかというのが、申し訳ないですけども実感としては感じません。「保留」として欲しいと私は申し上げましたが、会長から提案として、この方針自体に「存続」という言葉を書かない、つまりこのアンダーラインのところを、「ため…」からと「…ため」で本都市計画道路は存続の方針とします」を抜いて、すぐ「一方で…」と続けたらどうだろうかというお話をしておられたと思いますけれども、出来るならばそうしていただきたいと思っております。

吉 田 委 員 「本都市計画道路は存続の方針とします」を削除して、繋げるということですね。

小 野 田 委 員 そうすると「今後」の意味が繋がってくるし、良いのではないかと思います。

大 方 会 長 私もそれが良いと思いますが、一方で先ほど言ったように、このマスタープランは、事前に県の担当とも協議したり、庁内で協議したり、今後もございます。その文章でどうだろうと提案しますが、今、この場では俄かにそうだとお答えしにくいところではあります。

今、おっしゃったように、最初の出だしのパラグラフの説明もちょっと足りないかもしれませんので、由比ガ浜関谷線の部分の、このアンダーラインを引いた所、ここは主旨としては、先ほど私が申したようなことでございますので、その主旨がもう少しきちんと伝わるように、もう少し書き加え、場合によっては「存続」という言葉を無くせるものなら無くす。それができないならば、残すにしても、もっと解りやすく「変更だ」と伝わるように工夫するという方向で、こちらに引き取らせていただき、その方向で吟味したいと思います。よろしいでしょうか。

小 野 田 委 員 はい、よろしくお願いいたします。

永 野 委 員 一つ決着したみたいですね。次の質問に入りたいと思います。この都市マスタープランの経過について、意見を言いたいと思います。確かに原案を作る、それから、今日提示されている案を作るにしても、いろんな策定委員会があってここまできたと思うのです。ただ、鎌倉市の場合、直前の1箇月前にまちづくり審議会でこれを報告しています。ところが、他の、緑政審議会や歴史・文化財関係の審議会、観光・その他の産業的な審議会には、関連していても報告していません。報告ということは、諮問ではないかもしれませんが、まちづくり審議会では何らかの意見が出たと思います。そうだとしたら、10年後に再び都市マスタープランを考える時には、文章の中に出てくる部

門別の審議会には事前に報告をして欲しい。どのような意見が出るのか、そこで確認して欲しいと思います。なぜならば、例えば歴史まちづくり関係のことは、言葉が2箇所ほど出てくるだけで、内容には立ち入っていない。世界遺産のことはどうなったのか、都市マスタープランでは全く分からない。世界遺産のことが分からないので、世界遺産で重要なバッファゾーンを線引きしても、その線引きが図の中に出てこない。せっかくそれぞれの専門の委員がいる部門があるので、そこで報告して意見を伺って欲しい。その上で、都市計画審議会に流れてくるという方が今後とも良いのではないかと思います。これは意見です。

もう1点は、私は拠点開発という言葉に非常に拘るのですが、鎌倉には3つの拠点がある。その中の鎌倉と大船はさておいて、深沢について、すごくあっさりと、何か既定の事実であるかのように紹介されている。例えば124頁に、割り付け上飛び出しているのだからこれは無いほうがすっきりすると思いますが、深沢の土地利用計画まで載っている。これが都市計画決定され、しかも鎌倉市の土地区画整理事業でやっていく、ということは決まっているものではない。地域別方針では、深沢はもっと広く捉えてこの地域を含む拠点だと、書いてあるのですが、この部門別になると何故か土地区画整理事業を考えている場所だけについての土地利用計画が載っている。これは上手くそぐわないのではないかと思います。地域別方針図の深沢という呼び名のエリアと区画整理事業地の土地利用計画は、現時点で、どこで整合するのだろうか。もっと先の見直しとか再検討の中で出てくるような時代の流れがあるから分かりますが、現時点では、124頁の土地利用計画図というのは都市マスタープランにはあまり相応しくないような気がしています。まして拠点ですから、書き方あるいは取り上げ方の強弱があっているのではないかと考えております。もう1つ、1冊の本としてこれを眺めたとき、出てくる統計数値ですが、確かに国勢調査があるので平成22年最新データとして載せるものはありますが、平成25年のデータもあるし、平成27年の最新データもある。説明によっては最新データを載せたほうが良いと苦労して載せているかもしれないけれども、全体横に眺めたときに、物理的な動きを捉えようとしたときには、最新年次というのはどこかで揃えておかないと、項目の比較ができない、という弱点があります。何でも新しいほうが良いということではないと思います。これはデータの取扱いの問題だと思います。将来設計はいくら先に行っても構わないです。しかし、統計数値の取り上げ方、記載の仕方にもう少し注意が必要だったのではないかと感じております。

また、一般の人がこれを受け取ったときに、一番市民が目にするのは、地域別方針の10頁程にわたる、自分の住んでいる地域のカラーの図面だと思います。これを見たときに、自分の住んでいる所は将来こうなるのか、と市民は分かるわけです。しかし、この凡例にある色分けした部分の根本的な意味

がなかなか伝わってこない。例えば、古都保存法の緑とはどのような言葉なのか。古都保存法の指定地は、山だけで決まっているわけではありません。ですから、古都保存法イコール緑だという捉え方はどこから出てきたのか。あるいは、この10頁にわたる綺麗なカラーの図の中に、一点鎖線が出てくるのですが、一点鎖線の区域外というのは何を意味しているのか分からない。その外まで色が塗ってあるので、これは地域別の区域外を示しているのかと思うと、どうもそうではなさそうで。地域別方針のすべてに共通して出てくる凡例が、いま一つ理解できません。図の作り方に関係してくると思います。古都保存法の捉え方を作図したときに、どう捉えているのか、鎌倉市の基本に関わってきますので、非常に疑問に思います。

それから最初に言いましたけれども、歴史まちづくり法について、文化財という項目、歴史的云々という項目があるだけに、もう少し書いて欲しいと思います。検討中だからということではなくて、歴史まちづくり法の条文を見れば、何をすべきか、ということが書いてあるわけですから、その記載をお願いしたいと思いました。以上です。

大 方 会 長

色々ご意見を頂きました。まず、分かりにくいという古都保存法の緑というのは何か、ということですが、これはどこに説明があるのですか。地域別方針のところにある図の凡例についてですか。全体の土地利用計画を受けているのか、私もあまりこの辺りは上手く把握できていないので、事務局の方からご説明を頂けますか。

関沢都市計画課長

いくつか質問を頂きまして、ありがとうございました。古都保存法の緑ということに関しては、土地利用の方針と基本的にはリンクしております。54頁、「その他の主要な土地利用の方針」の「緑地」の中で、将来土地イメージとして、古都保存法等の法規制による担保された緑地ということで、その範囲を記載しております。54頁の右側、「(3)緑地」の将来土地利用のイメージの中に、古都保存法等の法規制による担保された緑地ということで記載しております。

大 方 会 長

古都保存法の法規制による担保された緑地とは、具体的に何なのかということが分かりにくいというご指摘だったと思うのですが。多分、緑の基本計画に出ていると思うのですが。なんとなく我々は普通のように使っておりますので。

関沢都市計画課長

すみません、59頁の右側のところでも、「①市街化調整区域内の緑地」では、古都保存法6条、及び4条のことが出てきます。

大 方 会 長

せめて各地域別のほうで、(注)でも付けて、この言葉については「59頁参照」などと付けておかないと、不親切です。それから一点鎖線は何を表すか、という質問がございました。これは地区の境界線ですか。

後 藤 係 長

地域別方針、11に分けて示しておりますけれども、各地区の明確な分割するラインというのは、決めていません。129頁の地図で示しているように、

縁辺部は少し重なったような状態で絵に示しています。しかしながら、その区域分けの中でも、おおむねの場所を明示する必要がありますので、大字の界をベースとして、区域を区切るような形にして、一点鎖線で示しているということでございます。

大 方 会 長 私も含めて、大学の先生がたくさんいらっしゃって、そのようなことを割合気にするので、凡例のところ一点鎖線は何を示すかということを入れておくことにして、市民に余計な疑問を抱かせないように致しましょう。それから、統計の年次がバラバラではないか、というのは、まさしくおっしゃる通りなのですけれども、実際の計画書を含めてご覧になればお分かりになると思いますが、例えば土地利用の調査年次と国勢調査の調査年次が1年ずれている、あるいは、住宅調査はまた違う年次であるなど、様々なものがございます。こちらを補完するということも可能かもしれませんが、それもまた必ずしも好ましいことでもないので、データについては、種類によってどうしても年次がまちまちになる。これは致し方ないことかと思いますが、おっしゃるところを踏まえて、もう少し比較ができるような形で何か工夫しなければいけないと思います。そこは、今後の課題にさせていただけたらと思います。それから、鎌倉市には色々な審議会があって、それぞれに報告というご意見です。それは本当にごもっともでございますが、一方で各審議会の開催のタイミングとかもございまして、時間的なこともありまして、今回はまとめてパブリックコメントでという格好になってしまったかと思います。あともう一つ、各審議会は、庁内でそれぞれ事務局がついておりますので、庁内調整の中だと思っていたと思います。その辺り、事務局としていかがでしょう。今後のことも含めて。

関沢都市計画課長 鎌倉市まちづくり審議会に報告したというのは、都市マスタープラン自体が鎌倉市まちづくり条例の中でまちづくりの基本計画という位置付けがあるということで、同審議会に報告させていただきました。また、当然、まちづくりの全体に関わる場所ではあるので、まちづくり審議会へ報告したという意味も考えております。出来る範囲でということで、やっていきたいと思っておりますが、今、会長がおっしゃっていたこともありますので、ここは研究材料の一つと思っております。

大 方 会 長 各審議会だけではなく、今回、軽微な見直しになるのか大きな見直しになるのか分からないままスタートしたということもあり、市民全体の意見を伺い、かつ反映させるという手続については、少々薄かったというところは反省点ではございます。また、道路や堤防の問題等で、中々、2月や3月になっても結論が出ない時期もございました。審議期間も延長させていただきましたが、時間の余裕が無い中でここに来てしまったものですから、少々手荒なところもあったかと思います。そのようなこともあって、今更ではございますが、今日じっくりご意見を伺っているところでございます。今後は、もう少し

し丁寧な策定の手続を踏みたいと思います。

池 田 委 員

感想になってしまうかもしれませんが、お話をさせていただきます。私、これを見て最初に感じたのは、先ほど吉田先生が言われていた財政的な裏づけ、それと評価ですか、前回のマスタープランからの評価、そういったものも含めてもう少し明確に分かりやすくなった方がいいと、感想として言わせていただきます。

先ほど永野先生から深沢の話が出ましたが、私、深沢のまちづくりを議会の中でもかなり積極的に行っています。その中で、マスタープランを、深沢の記載を一通り見てみました。まちづくり全体としては拠点に片寄り過ぎているという印象があるのですが、拠点として見た場合は、やはり、第三の拠点としての位置付けが、この記載の中でかなり明確になってきたのが印象的でした。財政的な裏付けにつきましては、先ほど会長からも言われたとおり、実施計画で議論する中で、このマスタープランを基に議論していきたいと思っています。もう一つ、先ほど歴史まちづくりの話もあったと思います。6月議会の中でも質問したかもしれませんが、あくまでも今の時点で捉えています。最近、非常に多くの計画が出てきている中で、社会基盤整備、公共施設、歴史まちづくりといったものもどんどん新しくアップしてきている部分があるので、時点として捉えていくということで、そのような形で議会でも議論していきたいと思っております。以上です。

大 方 会 長

ありがとうございます。先ほどの話で、深沢についてかなり古い時点の都市利用計画が載っている、不要であるとのこと指摘もいただきましたが、確かに古いです。資料が何も無いと委員の皆さんにも説明できない。また、市民にも分かりにくいことになってしまいますが、どうでしょうか。あくまでも、参考資料として載せているだけで、挿絵がないとさびしいと、コンサルタントも考えて入れてくれたと思います。しかし、玉縄と腰越は入っていません。鎌倉駅ありません。大船は小さく載せていますが、これも古いです。どうでしょうか。かえって誤解を招くようでしたら、無いほうがいいかもしれません。事務局はどうですか

関沢都市計画課長

原課である、深沢地域整備課とも調整します。これから意見交換会をやっていくということも聞いております。そのような中で、この図面の扱いについて、話していきたいと思っております。

大 方 会 長

せめて、両カッコの[資料]という、後ろに名前が書いてあるのではなく、本当に参考であるという意味の（注）ということが分かるようにしたい、マスタープランとして打ち出したプランという意味ではない、と分かるようにしたいと思います。

マスタープランはほかにも議論すべきことがございます。どうぞ、まだ多少時間もございます。ご感想でも結構です。

大 江 副 会 長

先ほど、世界遺産という言葉が無いというご指摘があつて、ワーキングの場

ではずいぶん、世界遺産という言葉がたくさん出てきましたが、現時点ではここへ書き込める状況ではないということで、ここでは反映させていなかったのです。それに関する議論としては、最初の方に出てきました、まちづくりの新たな視点というところです。今回のマスタープランの大きな方針で、新たに作ったところで、色々な意見がありました。「鎌倉ならではの空間文化の再構築」では、「空間文化」という言葉が馴染んでいないというご指摘もある中で、あえてこの言葉を使って表現した。ちょうど、人口減少問題のお話もありましたけども、居住者が入れ替わっていく鎌倉のアイデンティティというものが、どのような具合にうまくいくかという、非常に重要なポイントとなる認識がありました。これを守りながら、このようなものに関した人たちが入ってきて、それを存続してくれると、居住都市としての鎌倉が続いていく。そのような方向性を出したいというのが一つの意図であったと思います。また、市民の皆さんの議論の中でもずいぶんあったのですが、鎌倉は、現在、観光地といいますか、人気が高まる方向にきており、諸外国からの観光客も増えているという中で、それは一つの、ある意味鎌倉の財政的な部分を支える部分でもあるわけです。しかし、一方で市民の側から見ると、生活がそれによって乱されるというのがあって、その調和をどう取るかということが課題であるということを、その時に短く説明しました。そのような中で世界遺産という目標を掲げれば、それによって、居住する人たちの鎌倉に対する認識、一方で観光客をただ観光ということで括ればいいのかということではなくて、価値を守りながら長期的な観光ということが可能になるのではないかと、そのような方向に持っていけたらと考えておりました。言葉としては入らない、しかし、そのような鎌倉のサービスを維持していこう、あるいは新たに作っていこうということです。その中で新しく入ったのが、18 頁の「国際おもてなし都市・鎌倉 MICE」というものです。少しここで新しい部分を出しながら、見ていただく。そういった方向で、相当長い時間を使って議論をしてきたということです。そういったことが市民の皆さんに伝わるってことがひとつの大事なポイントと思っております。伝わると思いますか、そのような共通の考え方ができるかどうかということが大切だと思っていますので、そのような期待を込めて、作ることに参加しました。感想でございます。

大 方 会 長

今の事で思い出しました。すみません。先ほど、色々ご指摘を頂いたので、つい、失念しました。歴史まちづくり法の関係では、確かに、この見直しを始めた頃に色々な制度が出てきました。例えば、160 頁、161 頁の所、実現の方途の所です。この辺りの書きぶりが古いままです。本当はねじり鉢巻きして書き加えなければいけなかったのですが、そこができていません。しかし、少し古いままです。地域地区とか地区計画とかまちづくり条例と書いてありますが、最近出てきた色々な法制度、歴史まちづくり法とか、用途地域

で言えば緑化地域などもありますし、色々、保全する制度もありますし、特に歴史まちづくりも含めて、公園系のほうで所管している事項について、どうしても所管が公園系なものですから、疎い面もありまして、漏れていた面がございます。今からではございますが、少なくとも例示するような形で歴史まちづくり法の活用というようなことも、161 頁あるいは 162 頁に是非加えたいと考えています。そのようなことでよろしいでしょうか。

そうしますと、お時間もございますし、色々ごと意見も頂きましたが、いくつか、委員長預かりといいますか、少し修正させていただくことになりました。財政の所と、先ほどの由比ガ浜関谷線の「存続」という言葉と説明を加える、深沢地域の図の示し方、地域別方針の凡例、それから歴史まちづくりなど様々な制度を 160 頁以下にもう少し加えるということを条件といたしまして、この原案を承認ということではよろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。無ければ、諮問第 1 号「鎌倉市都市マスタープラン（案）」につきましては、「異議なし」ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。ここで、傍聴者が退室しますので、その間、暫時休憩いたします。

それでは、再開したいと思います。続きまして、報告第 1 号「第 7 回線引き見直しについて」、説明をお願いします。

関沢都市計画課長

報告第 1 号 第 7 回線引き見直しについて説明いたします。

線引きは、おおむね 10 年後の将来人口予測のもと、都市計画区域について「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などを都市計画に定めるとともに、無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する、神奈川県が決定権者となる都市計画案件です。

また、これらの都市計画の内容を見直すことを「線引き見直し」と言い、神奈川県内一斉に、おおむね 5 年ごとの「線引き見直し」作業を行っています。昭和 45 年の当初決定から、平成 21 年までに 6 回実施しており、今回が 7 回目となります。これまでの経過の詳細としましては、平成 26 年 1 月に県が作成した、「第 7 回線引き見直しにおける基本的基準」を勘案し、昨年度から、県とのヒアリング、庁内及び関係機関との調整や参考資料作成などを行ってまいりました。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、県が広域的な見地から、都市計画の目標、区域区分の方針、主要な都市計画の決定の方針など、都市計画の基本的な方針を定めます。こちらは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の位置付けを表したものです。「かながわ都市マスタープラン」及び「鎌倉市都市マスタープラン」等と整合を図っております。

今回の見直しによる大きな変更点は、

- ・将来の人口減少に対応した集約型都市構造化へ備えることとし、その方向

性を県民に広く知らせること

- ・「かながわ都市マスタープラン 津波対策編」や「県地域防災計画」の修正などに伴い、津波災害への備えを明示していること
 - ・自然環境との調和や環境と共生した持続可能な都市づくりを都市計画の目標に位置付けたこと。
- などがあります。

また、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しと共に、市街地における再開発の目標や既成市街地の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたプランである「都市再開発の方針」と、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なプランである、「住宅市街地開発整備の方針」についても見直します。

なお、お手元の資料は新旧対照となっております。いくつか空白のページがありますが、変更点として文章の追加や組み換えを行い、このような表記としています。例えば、資料1「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、1ページから8ページまで、「旧」のページが白紙ですが、この部分は新しく章を追加しています。また、23ページはで、「新」のページが白紙ですが、「旧」のページにある「環境共生型都市整備の方針」は、5ページ、第1章「(3)環境共生」の方針」として記載されています。

区域区分の変更に関しては、市街化区域の縁辺部の修正のみとなっております。具体的には、市街化調整区域から市街化区域への変更が12カ所、0.06ha、市街化区域から市街化調整区域への変更が3カ所これらの作業が概ね終了し、市素案の作成及び、市民説明会の実施後、本年6月23日に神奈川県へ案の申出を行いました。

今後は、市が決定権者である「用途地域」及び「防火地域・準防火地域」を区域区分の変更箇所に合わせる都市計画変更と共に手続を進めることとなります。具体的には、配布したチラシのように、9月4日から3週間、素案の閲覧を行い、10月19日に公聴会、その後更なる都市計画手続を行い平成28年度の都市計画変更を目標としています。その時には、本審議会でご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

大 方 会 長
永 野 委 員

ご報告ではございますが、もし、何かご質問等ございましたら、どうぞ。せつかくのご報告事項ですから、意見を言っておきます。3箇所の逆線引きの申請内容はどのようなものか。

関沢都市計画課長

逆線引き、市街化区域から市街化調整区域へ変更する場所ですが、現地を確かめたところ、山の中に市街化区域が入っている、傾斜地になっている場所に関しては、実質的に法下という考え方がありますので、その状況を踏まえて、市街化区域の面積を減らして、市街化調整区域に変更したもので、3箇所とも同じ理由でございます。

- 大 方 会 長 鎌倉は普通と違いまして、道路とか川とか分かりやすい地形地物で区切らず、山の端といいますか、等高線のような所で、色々細かい部分があります。ほかに無ければ、この件、報告第1号「第7回線引き見直しについて」につきましては「了承」ということでよろしいでしょうか。
- ありがとうございます。
- これで、議題が全て終了いたしました。
- それでは、次第の4その他として、事務局からお願いいたします。
- 関沢都市計画課長 その他の連絡事項といたしまして、「鎌倉市景観計画」の改定について、都市景観課長からご報告させていただきます。
- 芳本都市景観課長 都市景観課長の芳本です。
- 鎌倉市景観計画の改定につきまして、着席して説明させていただきます。
- 鎌倉市景観計画は、平成19年1月に制定し運用していますが、目標期間を10年として定めており、平成29年1月、つまり平成28年度中に、目標期間の10年を迎えることとなります。
- また、鎌倉市都市マスタープランの見直し作業も実施されている状況に鑑み、本年度から改定に向けた、見直し作業に着手することとなりました。
- 現在予定している主な見直し作業は、現在の景観計画の点検評価、市民意向の把握、鎌倉市都市マスタープランなどの関連計画改正状況や社会情勢の動向の変化などを把握した上で実施していきたいと考えております。
- つきましては、今後、見直し状況に合わせて本審議会の委員の皆様のご意見、ご助言などを頂戴してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- なお、景観計画改定の概ねのスケジュールですが、次回の当審議会では、改定作業の状況報告等を行いたいと考えておりまして、平成27年度内には、改定素案のパブリックコメントの実施を予定しており、平成28年の夏ごろまでには、当審議会に景観計画の改定について、諮問し答申を頂きたいと考えております。
- 以上で報告を終わります。
- 大 方 会 長 ありがとうございます。緑と一体となった鎌倉らしいまち並みがこれからもできていくというのは、都市マスタープランの願いでもございますので、歴史まちづくり制度も整ってまいりましたし、是非、景観計画のほうも力を入れていただけたら、都市マスタープランの励みにもなります。
- 大 場 部 長 補足をさせていただきます。鎌倉市は景観条例による景観審議会がございます。景観計画の細かな内容につきましては、おそらく景観審議会でも議論がされることと思います。法律上は都市計画審議会へ諮問、答申という形になっています。全国の都市に景観審議会が無い都市もございますので、都市計画審議会につきましては、法定審議会でございますので、景観法上は都市計画審議会へ諮問、答申という形になっております。別途、景観審議会におい

て細かな審議がなされるということについて、ご報告させていただきます。
よろしくお願いします。

大 方 会 長 ほかに質問がありましたらどうぞ。鎌倉市景観審議会で色々やってくれて
いることと思いますので、逆にこの都市マスタープランでは、景観について
はあまり踏み込んでいない面もございます。これからが本番という感じが
いたします。景観審議会、よろしくお願いいたします。
それでは、長時間になりましたが、以上をもちまして、本日の都市計画審議
会を終了させていただきます。